

外国籍競技者登録細則

(目的)

第1条 日本国内で開催される競技会に参加する外国籍競技者の取り扱いについて、本細則で定める。

(競技会等への参加条件)

第2条 外国籍競技者で、競技会に参加できる者は、つぎのとおりとする。

- (1) 日本に居住し、日本学校教育法第1条に規定する小学校・中学校・高等学校及び大学(留学生・短期大学以上)に在籍している者
- (2) 日本に居住し、入管法による在留資格で企業に勤務している者及びフリーの立場にいる者
- (3) 日本に居住し、日本学校教育法第1条に規定する以外の学校に在籍し、日本における競技者登録を完了している者
- (4) 国際水泳連盟及び日本水泳連盟が主催又は主管並びに公認する国際大会に、それぞれ国を代表し参加を目的として来日した者

(外国籍競技者の登録申請)

第3条 外国籍競技者が日本で競技者登録を申請する場合は、つぎのとおりとする。

- (1) 前条第1号、第2号及び第3号に該当する者は競技者登録ができる。ただし、国際水泳連盟規則の条件を充たしている者及び当該本国が許可している者とする
- (2) チーム及び登録希望者は、加盟団体並びに本連盟の定める書式により登録申請をすること
- (3) 登録に際しては、当該本国の競技者登録資格証明を添付すること

(競技会参加制限)

第4条 外国籍競技者の日本国内の競技会等への参加制限は、つぎのとおりとする。

競技会名	資格審査部署	出場資格の有無 (第2条競技会への参加条件)	その他条件
日本選手権(25m)	競技運営委員会	(1)(2)(3)有り	選考会を兼ねている場合は予選出場のみ
国際大会代表選考会	競技運営委員会	(1)(2)(3)有り	予選出場のみ
日本選手権	競技運営委員会	(1)(2)(3)有り	選考会を兼ねている場合は予選出場のみ
日本社会人選手権	競技運営委員会	(2)有り	
日本高校選手権	高体連・競技運営委員会	(1)有り 高校在籍者	
全国中学校	中体連・競技運営委員会	(1)有り 中学在籍者	
日本学生選手権	学生委員会	(1)有り 大学在籍者	
国民体育大会	日本スポーツ協会・競技運営委員会	(1)有り 各県スポーツ協会・教育委員会が認める者	
JOCジュニアオリンピックカップ	JOC実行委員会	(1)(3)有り 高校中学に準ずる	